平成２６年（フ）第１９０号
相模原市南区上鶴間本町９丁目24番12号　フロ―レンス203号
破産者　和久津正行
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１６４５号
大阪市都島区都島中通２丁目８―６、住民票上の住所京都市右京区御室小松野町11番地１
破産者　清水　共子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３４７号
広島市東区光町２丁目９番28―204号
破産者　柳川　忠夫
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第３４８号
広島市東区光町２丁目９番28―204号
破産者　柳川　雅子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２４５２号
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目61番地　ヴィラウッディもみじ棟３号、破産手続開始決定時の住所福岡市南区鶴田３丁目15番２号
破産者　岩下　孝一
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４２１号
福岡市南区長住２丁目１番35―201号、破産手続開始決定時の住所福岡市中央区平尾浄水町４番43―501号
破産者　矢野　　匡
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２７１号
福岡県古賀市天神１丁目22番33号
破産者　占部　健人
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第５７８号
福岡市中央区輝国１丁目１番30―501号
破産者　渡邊　吾郎
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１８号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2480番地
破産者　松坂　泰年
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２５年（フ）第１９号
長崎県松浦市星鹿町岳崎免2480番地
破産者　松坂　順子
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２６年（フ）第１５号
沖縄県宮古島市平良字荷川取107番地１
破産者　恩河あけみ
1　決定年月日　平成26年10月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第１８９号
函館市港町１丁目24番６号　キャッスルミナト202
破産者　香川　正博
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第１４２号
盛岡市青山１丁目５番１号、旧住所岩手県滝沢市鵜飼向新田177番地３
破産者　川越　忠幸
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２３号
秋田県横手市黒川字落合116番地、居所仙台市宮城野区小鶴１―21―15　２階
破産者　柴田　千吉
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第１４１号
茨城県結城市大字東茂呂1719番地１
破産者　稲葉　進一
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２７４号
茨城県結城市大字鹿窪352番地４
破産者　廣瀬　英二
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第２９７号
栃木県小山市大字立木1410番地15　神宮スカイハイツ111号
破産者　大吉　　親
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第６２１号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目６番14―401号　茅ヶ崎フェリクスコート長尾
破産者　齋藤花菜子
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６６７号
神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡３丁目８番16号
破産者　阿部　直哉
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８６号
横浜市都筑区荏田南３丁目11番18号
破産者　高金　元三
1　決定年月日　平成26年10月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部